

総務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
56	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正されたい。	【現状】市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙に係る選挙無効及び当選無効の訴えについては、市町村選管に対する異議の申出(公選法202(1)、206(1))、都道府県選管に対する審査の申立て(公選法202(2)、206(2))を経て、都道府県選管の裁決に不服がある場合は、都道府県選管を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 【制度改正の必要性】都道府県選管が審査庁として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府県選管が被告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都道府県選管への異議申出の後、直ちに都道府県選管を被告として出訴できることと比較して不均衡であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選管の決定を経て、県選管に対し審査申立がなされ、最終的には平成19年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条		総務省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村の議会の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選挙管理委員会の議決に不服がある場合に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができることとし、さらに当該審査の申立ての裁決に対して不服がある場合に、都道府県の選挙管理委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期に選挙・当選の効力を確定させる等の観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法制定当時の制度であり、現在の市町村の行政改革の状況に照らすならば、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関がた区分について、個別法の規定に基づいて国や都道府県に対して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的関与との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	本県の提案について、貴省において有識者の意見を聞きながら、議論を行うことを検討されることとあり、是非この機会に積極的な議論が行われるようお願いしたい。		都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。	
331	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選管が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべき。	①地方自治法の改正により都道府県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の指揮監督権を有しない。 ②市町村の選挙について実情を最も把握しているのは当該市町村の選挙管理委員会であり、訴訟上の当事者主義にもかなう。 ③市町村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条		総務省	群馬県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村の議会の議員及び長の選挙・当選の効力に係る争訟手続について、現行制度は、市町村の選挙管理委員会の議決に不服がある場合に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができることとし、さらに当該審査の申立ての裁決に対して不服がある場合に、都道府県の選挙管理委員会を被告として、訴訟を提起することができるものとしている。現行制度は早期に選挙・当選の効力を確定させる等の観点から一定の合理性を有するものであるが、公職選挙法制定当時の制度であり、現在の市町村の行政改革の状況に照らすならば、その見直しについて検討の余地はあるものと考えられるところである。 現行制度については、市町村における訴訟の対応のための体制や、地方公共団体の機関がた区分について、個別法の規定に基づいて国や都道府県に対して審査請求・再審査請求をすることができる、いわゆる裁定的関与との関係等も踏まえつつ、今後、有識者の意見を聞きながら、議論を行うことを検討したい。	積極的な議論をお願いしたい。		都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地域の実情を踏まえ、都道府県と市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。	

総務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項88項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分	回答	調整結果 (平成26年方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
56	【全国市長会】 現行制度で特に支障はないところである。		平成27年度以降	市町村における訴訟の対応のための体制等も踏まえつつ、有識者の意見等を聞きながら平成27年度より検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	6【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとするについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成27年度以降	選挙管理委員会の実務者等から市町村における訴訟対応体制等について意見を聴取したところ。	引き続き選挙管理委員会の実務者や有識者等の意見を聞きながら検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	
331	【全国市長会】 いわゆる協定的関与との関係等で検討の余地はあると考えるが、現行制度で特に支障はないところである。		平成27年度以降	市町村における訴訟の対応のための体制等も踏まえつつ、有識者の意見等を聞きながら平成27年度より検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	【再掲】 6【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとするについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成27年度以降	選挙管理委員会の実務者等から市町村における訴訟対応体制等について意見を聴取したところ。	引き続き選挙管理委員会の実務者や有識者等の意見を聞きながら検討を行い、その結果を踏まえ対応予定。	